

野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定及び同法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について

昭和41年8月22日
41園第1372号

農林省農地局長
農林省園芸局長 から

各 地 方 農 政 局 長
北 海 道 知 事あて
沖 縄 総 合 事 務 局 長

改正	昭和43年	7月24日	43蚕園第	454号
	同 44年	12月 5日	44蚕園第	3225号
	同 47年	9月 7日	47蚕園第	2755号
	同 47年	12月 4日	47蚕園第	3854号
	同 51年	6月 7日	51食流第	2258号
	同 53年	8月 8日	53食流第	3912号
	同 54年	7月12日	54食流第	3874号
	同 62年	2月23日	62食流第	5385号
	平成 6年	3月31日	6食流第	1009号
	同 8年	5月20日	8農産第	2219号
	同 13年	3月14日	13生産第	2108号
	同 14年	8月 2日	14生産第	3628号
	同 15年	9月29日	15生産第	4158号
	同 23年	8月31日	23生産第	4304号
	同 23年	11月 2日	23生産第	4855号
	同 25年	6月18日	25生産第	495号
	同 31年	4月 1日	30生産第	2389号
	令和 3年	4月 1日	2生産第	2576号
	同 4年	4月 1日	3農産第	3944号
	同 5年	4月 1日	4農産第	5279号
	同 7年	2月26日	6農産第	4079号
	同 8年	4月 7日	7農産第	5488号

このことについては、さきに「野菜生産出荷安定法の施行について（昭和41年7月25日付け41園第1293号農林事務次官依命通知）」により通知されたが、さらに下記

事項を御了知のうえ指導に遺憾のないようにされたい。

記

第1 野菜指定産地の指定

1 産地の指定

- (1) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定は、原則として当該生産地域の区域を管轄する都道府県知事の推薦に基づいて行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の推薦をしようとするときは、あらかじめ関係市町村、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「規則」という。）第3条各号に掲げる農業団体等その他法第10条第1項の登録を受ける資格を有することとなる出荷団体又は生産者のうち当該都道府県知事はその意見を聴くことを適当と認めた者の意見を徴するものとする。
- (3) (1)の推薦は、別記様式1号により、推薦書に野菜指定産地候補地概要書を添付して地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出してするものとする。
- (4) 地方農政局長は、都道府県知事から野菜指定産地候補地概要書を添付した推薦書の提出を受けたときは、これを農林水産大臣に進達するものとする。
- (5) 野菜指定産地の指定は、原則として市町村の区域を分割せず、野菜指定産地の区域に1以上の市町村の区域がそのまま含まれるように行うこととするが、人口の集中している市又は市町村の廃置分合若しくは境界変更を行い、若しくは市町村の区域内に新たに土地を生じた場合の当該市町村の区域を野菜指定産地の区域として指定するときには、生産地域を指定するという法第4条第1項の規定に照らし、その市町村の区域を分けてその一部を指定することができるものとする。

2 区域の変更

- (1) 法第6条第1項の規定による区域の変更は、次に掲げる場合において行うものとする。
 - ① 野菜指定産地の区域にその区域が含まれる一部の市町村における指定野菜の生産量の減少等により野菜指定産地の区域として適当でなくなったとき。
 - ② 1(5)の場合においてその市町村の区域の全部を野菜指定産地の区域としておくことが適当でなくなったとき。
 - ③ 指定野菜の生産量及び出荷量等が多い一定の生産地域であって隣接する野菜指定産地と一体的に産地を形成している地域を当該隣接する野菜指定産地に編入するとき。
 - ④ その他必要なとき。
- (2) 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）は、(1)の変更があったときは、速やかに別記様式2号による変更届を地方農政局長に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、管轄都道府県知事から変更届の提出を受けたときは、これを農林水産大臣に進達するものとする。

3 指定の解除

- (1) 管轄都道府県知事は、野菜指定産地の区域が法第4条第2項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至ったと認めるときは、遅滞なく、別記様式3号による解除届を地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長は、管轄都道府県知事から解除届の提出を受けたときは、これを農林水産大臣に進達するものとする。

第2 生産出荷近代化計画

- (1) 法第8条第1項の規定による生産出荷近代化計画の樹立は、原則として別記様式4号による生産出荷近代化計画書により行うものとする。
- (2) 生産出荷近代化計画の内容については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - ① 法第3条第1項の規定により公表された需要及び供給の見通しに照らして適当なものであること。
 - ② 当該野菜指定産地の区域の自然的経済的条件に適合するものであること。
 - ③ 当該野菜指定産地について、産地育成の方向性が具体的に示されていること。
 - ④ 指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための事業が相互に有機的に関連していること。
 - ⑤ 他の各種農業振興計画その他産業計画等との総合調整が図られていること。
- (3) 生産出荷近代化計画は、野菜指定産地の区域内の当該指定野菜の生産者、その組織する団体、市町村等その生産出荷近代化計画に基づく事業の実施主体の具体的計画の積上げを基礎として樹立しなければならない。この場合において、管轄都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、関係市町村、規則第3条に掲げる農業団体等、当該野菜指定産地の区域を管轄する農業改良普及センター等の関係職員及び法第10条第1項の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者のうち当該管轄都道府県知事がその意見を聴くことを適当と認めた者をもって構成する協議会を設置し、生産出荷近代化計画の内容について十分な協議検討を行わせるものとする。
- (4) 生産出荷近代化計画の樹立に必要な資料の収集、調査等については、関係市町村、関係農業団体等の協力を得るものとする。
- (5) 法第8条第6項の規定による生産出荷近代化計画の提出について、管轄都道府県知事は、当該野菜指定産地についての法第4条第1項の規定による指定があった日から3年以内に地方農政局長に提出するよう努めるものとする。
- (6) 北海道農政事務所長は、北海道知事から生産出荷近代化計画の提出を受けたときは、これを農林水産大臣に進達するものとする。
- (7) 法第8条第6項の規定に基づく生産出荷近代化計画の概要の公表は、これに基づく事業の実施等に遺憾のないようその樹立後速やかに都道府県公報等により行うよう努めるものとする。

また、管轄都道府県知事は、関係市町村、関係農業団体等に当該生産出荷近代化計画の内容を通知する等その周知徹底に努めるものとする。
- (8) 法第3条第1項の規定により需要及び供給の見通しが公表された場合は、原則として生産出荷近代化計画を変更するものとし、当該変更については、(1)から(7)までの規定を準用する。

(9) 管轄都道府県知事は、生産出荷近代化計画の計画期間中におけるその進捗状況及び当該計画の目標年次経過後におけるその達成状況を把握するものとする。

なお、地方農政局長は、必要に応じて、生産出荷近代化計画の計画期間中におけるその進捗状況及び当該計画の目標年次経過後におけるその達成状況を把握するとともに、管轄都道府県知事に対し、必要な助言指導を行うものとする。

(10) この通知について定めるもののほか、生産出荷近代化計画に関する必要な事項については、農林水産省農産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日付け 25 生産第 495 号）

この通知による改正は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2389 号）

この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2576 号）

この通知による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3944 号）

この通知による改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農産第 5279 号）

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 26 日付け 6 農産第 4079 号）

この通知は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農産第 5488 号）

この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

別記様式1号(第1の1の(3)関係)

野菜指定産地の候補地の推せんについて

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事 氏名

下記の産地は、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき、野菜指定産地として指定することが適当であると認められるので、別紙野菜指定産地候補地概要書を添えて推せんする。

記

1. 指定野菜の種別

2. 野菜指定産地候補地名

3. 区 域

(別 紙)

(表紙)

都道府県名	
野菜指定産地候補地名	
指定野菜の種別	
区域	

野 菜 指 定 産 地 候 補 地 概 要 書

提出年月日 年 月 日

- 1 野菜指定産地候補地の概要
 - (1) 候補地の概要
 - (2) 野菜指定産地候補地の概要
- 2 当該指定野菜の生産状況
 - (1) 作付面積及び生産量
 - (2) 耕種時期及び主要輪作体系
 - (3) 農業経営内での位置づけ
- 3 当該指定野菜の出荷状況
 - (1) 総括表
 - (2) 出荷先地域別内訳
 - (3) 出荷機関別内訳
 - (4) 共同出荷の現状と見通し
- 4 指定野菜価格安定対策事業との関連
 - (1) 参加予定年度及び交付予約見込数量
 - (2) 参加予定の出荷団体又は大規模生産者名
- 5 契約指定野菜安定供給事業との関連
 - (1) 参加予定年度及び交付予約見込数量
 - (2) 参加予定の出荷団体又は大規模生産者名
- 6 指定野菜と他作物間の競合
 - (1) 野菜指定産地候補地の区域と重複する既存野菜指定産地の状況
 - (2) 野菜指定産地候補地の区域内における当該指定野菜と他作物間の競合状況
- 7 その他
- 8 添付地図

1 野菜指定産地候補地の概要

(1) 候補地の概要

ア 自然的条件

位置、地勢、地質、気象条件等について簡潔に記述する。

イ 社会的条件

候補地の産業、交通、運輸条件、市場条件等について簡潔に記述する。

ウ 農業の動向

候補地の農家数、労働力事情、耕地面積、耕種等の推移と特徴について簡潔に記述する。

農業の概要

市町村名	年次	農家数		耕地面積				農業産出額					関係農協名
		総数	左のうち 販売農家数	総面積 (一戸当り)	田	畑	樹園地	総額 (一戸当り)	左のうち				
	年	戸	戸	ha	ha	ha	ha	()	米	野菜	果樹	畜産	
				()				()					
				()				()					
				()				()					
				()				()					
				()				()					
				()				()					

- (注) 1. 農林業センサス調査の結果値を記載する。
2. 市町村が2以上の場合は、合計欄を設けること。
3. 年次は農林業センサス調査年次のうち最近2回の年次とする。

野菜の生産出荷の状況

市町村名	品目名	作付面積	収穫量	出荷量	共販等量		
					共販	大規模生産者 ()	計
		ha	t	t	t	t	t
						()	
	その他					()	
	計					()	
						()	
						()	
						()	
	その他					()	
	計					()	
						()	
						()	
						()	
	その他					()	
	計					()	

- (注) 1. 市町村が2以上の場合は合計欄を設けること。
2. 品目は主要なものについて記載する。ただし、すでに野菜指定産地の指定を受けている種別については必ず記入すること。
3. 候補地概要書を提出する前年度について記載すること。
4. 共販とは、農協連、農協、その他の共同出荷組織による出荷をいう。
この共同出荷組織には、任意組合も含むが、これも出荷調整が可能な団体であり、定款又は規約及び代表者を有し、特定の構成員の加入脱退にかか
5. 大規模生産者の欄は、品目名欄の野菜が指定野菜である場合に記入することとする。なお、大規模生産者とは、法第10条第1項の登録を受ける資格を
有する生産者(実際に登録を受けているかは問わない。)をいう。
6. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入す
ること。

(2) 野菜指定産地候補地の概要

(ア) 産地形成の経過

(イ) 産地の展望

当該種別の生産者数、生産形態、規模等の現状と今後の展望について簡潔に記述する。

(ウ) 指導体制

都道府県、市町村、農協等の指導体制について簡潔に記述する。

2 当該指定野菜の生産状況

(1) 作付面積及び生産量

市町村名	項目 年度	作付面積(ha)					生産量(t)					10アール当たり生産量(kg)				
		実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	t	kg	kg	kg	kg	kg
合計																

- (注) 1. 作付面積等の実績欄は、この概要書を提出する時点で実績が判明している最近年度及びその前3年の年度について、また、見通し欄はその3年後の年度について記載する。(3の(1)、(2)表において同じ。)
- 2 年度区分は、その主な収穫時期に属する年度とする。(3の(1)、(2)表において同じ。)
- 3 実績値に大きな変動があった場合は、その理由を記載する。(3の(1)、(2)表において同じ。)
- 4 施設栽培(雨よけ施設を含む。)に係るものの数字は内数として()書きする。

(2) 耕種時期及び主要輪作体系

年度	タイプ	耕種時期																								作付面積割合	主な品種
		4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
年 (現在)	A	○- -○△--△□--×---×---□																								%	
	B	[記載例] (きゅうり) ○- -----□---○ (きゅうり)																									
年 (3年後)	A B																										

- (注) 1. この表は現在及び3年後の区域内の主な耕種技術による耕種時期及び輪作体系について記載する。
2. 耕種時期欄は、は種期は○－○、定植期は△－△、収穫期は□－□、収穫最盛期は×－×（記載例参照）で表示する。
3. 収穫最盛期とは、収穫量の累計が総収穫量の30％に達した期日から70％に達する期間をいう。

(3) 農業経営内での位置づけ

当該野菜指定産地候補地の当該指定野菜を生産している標準的農家における当該指定野菜についての土地利用、労力配分、収益等からみた農業経営内の位置づけについて簡潔に記述する。

3 当該指定野菜の出荷状況
(1) 総括表

市 町 村	区分		生食用										加工用										合計				
			卸売市場向け					卸売市場以外向け					卸売市場向け					卸売市場以外向け									
			実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し
			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	共 販 等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
		小計																									
	その他																										
	計																										
	共 販 等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
		小計																									
	その他																										
	計																										
	共 販 等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
		小計																									
	その他																										
	計																										
合 計	共 販 等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
		小計																									
	その他																										
	計																										

(注) 1. 出荷数量とは、野菜指定産地候補地の区域内で生産され、その区域から販売するために市場等へ出荷された指定野菜の数量をいう。
2. 加工用出荷数量とは、出荷時において加工用原料となることが確実であると認められるものの出荷数量であり、生食用出荷量とは、総出荷数量から加工用出荷数量を除いた数量である。
なお、指定野菜には乾燥等の一次加工されたものは含まない。
3. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

(2) 出荷先地域別内訳

区 分 市町村			ブロック					ブロック					ブロック					計				
			実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し
			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	共 販 等	共販																				
		大規模生産者																				
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
	その他																					
	計																					
	共 販 等	共販																				
		大規模生産者																				
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
	その他																					
	計																					
	共 販 等	共販																				
		大規模生産者																				
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
	その他																					
	計																					
合 計	共 販 等	共販																				
		大規模生産者																				
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
	その他																					
	計																					

(注) 1. 出荷先地域とは、全国を10のブロックごとに分けたものであり、ブロック欄に記入するブロックは、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則の区分による。
2. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

(3) 出荷機関別内訳

項目 年度 市町村名	出荷数量の出荷機関別内訳(現在(年))								共販等率				
									実績				見通し
	農協連合会	農協	任意組合	商協	商人	大規模生産者 ()	その他	合計	年	年	年	年	年
	t	t	t	t	t	t () () () () () () () () () ()	t	t					
合計 (うち契約取引の割合)	()	()	()	()	()	() ()	()	()	()	()	()	()	()

- (注) 1. 出荷機関別内訳は最終出荷者の出荷数量を記載する。
 2. 共販等率は、(1)総括表の合計欄について共販等小計／計(%)により記載する。
 3. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

(4) 共同出荷の現状と見通し

候補地区域内農協等の共販推進状況、見通しについて記述する。

- 4 指定野菜価格安定対策事業との関連
- (1) 参加予定年度及び交付予約見込数量
- ア. 参加予定年度

イ. 交付予約見込数量

ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	合計
対象出荷期間					
月 日～ 月 日	t	t	t	t	t
～					
～					
～					
計					

(注)ブロック及び対象出荷期間は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則の区分による。

- (2) 参加予定の出荷団体又は大規模生産者名
- 出荷団体の場合は、関係農協名まで記載する。

- 5 契約指定野菜安定供給事業との関連
- (1) 参加予定年度及び交付予約見込数量
- ア. 参加予定年度

イ. 交付予約見込数量

対象出荷期間	
月 日～ 月 日	t
～	
～	
計	

(注)ブロック及び対象出荷期間は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則の区分による。

- (2) 参加予定の出荷団体又は大規模生産者名
- 出荷団体の場合は、関係農協名まで記載する。

6 指定野菜と他作物間の競合

(1) 野菜指定産地候補地の区域と重複する既存野菜指定産地の状況

重複する野菜指定産地名							
種別							
区域(市町村名)							
指定年度							
作付面積(ha)							
共販等率							

(注)作付面積等は、実績の判明している最近年について記載する。

(2) 野菜指定産地候補地の区域内における当該指定野菜と他作物間の競合状況

(1)の既指定産地種別を含む競合作物につき栽培面、農業経営面から今後の見通しを含めて簡潔に記述する。

7 その他

野菜指定産地候補地を推せんするに当たり特記事項があれば簡潔に記述する。

8 添付地図

次の(1)～(4)までを明らかにした地図を添付する。

(1) 野菜指定産地候補地

野菜指定産地候補地を太線で囲み、現在及びおおむね3年後の主な作付地を図示し、それぞれの作付面積を付記する。

(2) 重複する既野菜指定産地

(1)に準ずる。

(3) 農業振興地域及び都市計画区域(市街化区域、市街化調整区域)

(4) その他

当該地図の縮尺、指定野菜の生産出荷に重要な関連のある施設(市町村役場、農協、集出荷施設等)の位置及び土地改良事業等の区域を図示する。

別記様式2号(第1の2関係)

野菜指定産地の区域の変更について

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事 氏名

下記1の野菜指定産地は、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第6条第1項の規定に基づき、その区域を変更することが適当であると認められるので申し出る。

記

1. 区域を変更すべき野菜指定産地

- (1) 野菜指定産地名
- (2) 指定野菜の種別
- (3) 指定年月日

2. 変更区域の内容

従前の区域	変更後の区域	備考

(注) 当該野菜指定産地が過去に区域の変更を行ったことがある場合にあっては、備考欄に年度を付してその変更内容を明らかにすること。

3. 区域を変更すべき理由等

区域の変更が必要となった理由及びその経緯並びに区域の変更が当該野菜指定産地における指定野菜の生産出荷に及ぼす影響について具体的に記述する。

4. 生産及び出荷の近代化の推進方法

土地改良、生産機械施設及び集出荷機械施設の導入等における既存区域の近代化整備事業の進捗状況並びに変更後の区域における近代化等の推進方針について記述する。

5 区域変更により除外される市町村がある場合の当該市町村における野菜産地総合整備対策事業等により実施した事業の内容及びその処置方針。

(1) 生産出荷近代化計画の樹立年月日

(2) 野菜指定産地整備計画の樹立年月日

(3) (1)及び(2)により実施した事業の内容

事業名	事業実施年度	市町村名	事業実施主体名	導入機械施設名	事業量	事業費	左のうちの国庫補助金額	耐用年数	残存年数
						(千円)	(千円)		

(注) 1. 野菜指定産地生産出荷近代化事業の追加事業、野菜指定産地育成強化事業及び基幹野菜指定産地近代化推進事業等を実施している場合は併せて記載する。
2. 事業実施主体名欄は、事業実施主体の名称変更がある場合には()書で旧名称を記載する。

(4) 導入機械施設の処置方針

事業名	事業実施年度	市町村名	事業実施主体名	導入機械施設名	処置方針

(注) 処置方針欄は、導入機械施設の今後の利用計画及び処置方法を簡潔に記述する。

6 区域を変更した後の当該野菜指定産地の状況

(注) 野菜指定産地候補地概要書をもって記載し、変更前及び変更後の内容を明らかにする。←この注書きは様式使用時は消去してください。

別記様式3号(第1の3関係)

野菜指定産地の指定の解除について

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事 氏名

下記の野菜指定産地は、野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第2項の要件を欠くに至り、同法第7条第1項の規定により野菜指定産地の指定を解除することが適当と認められるので、別紙野菜指定産地解除希望産地概要書を添えて申し出る。

記

- 1. 野菜指定産地名
- 2. 指定野菜の種別
- 3. 指 定 年 月 日
- 4. 区 域

(別 紙)

(表紙)

都 道 府 県 名	
野 菜 指 定 産 地 名	
指 定 野 菜 の 種 別	
指 定 年 月 日	
区 域	

野 菜 指 定 産 地 解 除 希 望 産 地 概 要 書

提出年月日 年 月 日

- 1 指定要件を欠くに至った理由及びその経過
- 2 解除することに対する意向等
 - (1) 県(都道府)の見解
 - (2) 農業者団体等の意向
- 3 当該指定野菜の生産出荷状況
 - (1) 作付面積及び生産量
 - (2) 出荷総括表
 - (3) 出荷先地域別内訳
 - (4) 共同出荷等の状況
- 4 野菜産地総合整備事業等により実施した事業の内容及びその処置方針
 - (1) 生産出荷近代化計画の樹立年月日
 - (2) 野菜指定産地整備計画の樹立年月日
 - (3) (1) 及び (2) により実施した事業の内容
 - (4) 導入機械施設の処置方針
- 5 指定野菜価格安定対策事業の実施状況
- 6 契約指定野菜安定供給事業の実施状況
- 7 当該野菜指定産地の区域と重複する既存野菜指定産地の状況
- 8 その他

1 指定要件を欠くに至った理由及びその経過
指定当時から現在に至るまでの対策を含めた経過を具体的に記述する。

2 解除することに対する意向等(具体的に記述する。)
(1) 県(都道府)の見解

(2) 農業者団体等の意向

3 当該指定野菜の生産出荷状況

(1) 作付面積及び生産量

項目 市町村名 年度	作付面積(ha)					生産量(t)					10アール当たり生産量(kg)				
	実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	t	kg	kg	kg	kg	kg
合計															

- (注) 1. 作付面積等の実績欄は、指定の解除を申し出る時点で実績が判明している最近年度及びその前3年の各年度について、また、見通し欄はその年の3年後の年度について記載する。((2)及び(4)の表において同じ。)
2. 年度区分は、その主な収穫時期に属する年度とする。((2)及び(4)の表において同じ。)
3. 実績値に大きな変動があった場合は、その理由を記載する。((2)及び(4)の表において同じ。)
4. 施設栽培(雨よけ施設を含む。)に係るものの数字は内数として()書する。

(2) 出荷総括表

市町村	区分		生食用										加工用										合計				
			卸売市場向け					卸売市場以外向け					卸売市場向け					卸売市場以外向け									
			実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し
			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	共販等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																									
	その他																										
	計																										
	共販等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																									
	その他																										
	計																										
	共販等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																									
	その他																										
	計																										
合計	共販等	共販																									
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																									
	その他																										
	計																										

- (注) 1. 出荷数量とは、野菜指定産地の区域内で生産され、その区域から販売するために市場等へ出荷された指定野菜の数量をいう。
2. 加工用出荷数量とは、出荷時において加工用原料となることが確実であると認められるものの出荷数量であり、生食用出荷量とは、総出荷数量から加工用出荷数量を除いた数量である。
なお、指定野菜には乾燥等の一次加工されたものは含まない。
3. 共販とは、農協連、農協、その他の共同出荷組織による出荷をいう。
この共同出荷組織には、任意組合も含むが、これも出荷調整が可能な団体であり、定款又は規約及び代表者を有し、特定の構成員の加入脱退にかかわらず存続する組織に限る。また、共同出荷組織による出荷とは、その共同出荷組織の責任において、それについて荷の引渡し、代金決済等の販売行為が行われる出荷をいう。
4. 大規模生産者とは、法第10条第1項の登録を受ける資格を有する生産者(実際に登録を受けているかは問わない。)をいう。
5. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

(3) 出荷先地域別内訳

市町村			ブロック					ブロック					ブロック					計				
			実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し	実績				見通し
			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	共販等	共販																				
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
		その他																				
	計																					
	共販等	共販																				
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
		その他																				
	計																					
	共販等	共販																				
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
		その他																				
	計																					
合計	共販等	共販																				
		大規模生産者 （ ）	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		小計																				
		その他																				
	計																					

(注) 1. ブロックは、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則の区分による。
2. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の（ ）に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

(4) 共同出荷等の状況

項目 年度 市町村名	出荷数量の出荷機関別内訳(現在(年))								共販等率				
									実績				見通し
	農協連合会	農協	任意組合	商協	商人	大規模生産者 ()	その他	合計	年	年	年	年	年
	t	t	t	t	t	t () () () () () () () () () () ()	t	t					
合計 (うち契約取引の割合)	()	()	()	()	()	() ()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1. 出荷機関別内訳は最終出荷者の出荷数量を記載する。
2. 共販等率は、(2)出荷総括表の合計欄について共販等小計／計(%)により記載する。
3. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

4 野菜産地総合整備対策事業等により実施した事業の内容及びその処置方針

(1) 生産出荷近代化計画の樹立年月日

(2) 野菜指定産地整備計画の樹立年月日

(3) (1)及び(2)により実施した事業の内容

事業名	事業実施年度	市町村名	事業実施主体名	導入機械施設名	事業量	事業費	左のうち 国庫補助金額	耐用年数	残存年数

(注) 1. 野菜指定産地生産出荷近代化事業の追加事業、野菜指定産地育成強化事業及び基幹野菜指定産地近代化推進事業等を実施している場合は併せて記載する。
2. 事業実施主体名欄は事業実施主体の名称変更がある場合には()書で旧名称を記載する。

(4) 導入機械施設の処置方針

事業名	事業実施年度	市町村名	事業実施主体名	導入機械施設名	処置方針

(注) 処置方針欄は、導入機械施設の今後の利用計画及び処置方法を簡潔に記述する。

5 指定野菜価格安定対策事業の実施状況

項目 \ 年度	年	年	年	年	年	年	年	年
交付予約数量(t)								
交付金交付実績(千円)								

(注) 交付予約数量等は実績の判明している最近年度及びその前おおむね10年の各年度について記載する。

6 契約指定野菜安定供給事業の実施状況

項目 \ 年度	年	年	年	年	年	年	年	年
交付予約数量(t)								
交付金交付実績(千円)								

(注) 交付予約数量等は実績の判明している最近年度及びその前おおむね10年の各年度について記載する。

7 当該野菜指定産地の区域と重複する既存野菜指定産地の状況

重複する野菜指定産地名					
種別					
区域(市町村名)					
指定年度					
作付面積(ha)					
共販等率					

8 その他

別記様式4号(第2の(1)及び(5)関係)

野菜生産出荷安定法第8条第6項の規定に基づく生産出荷近代化計画の提出について

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事 氏名

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第8条第1項の規定に基づき下記の野菜指定産地について、別添のとおり生産出荷近代化計画をたてたので、同条第6項の規定に基づき提出する。

記

野菜指定産地名

指定野菜の種別

野菜指定産地の区域

(表紙)

都 道 府 県 名	
野 菜 指 定 産 地 名	ふりがな
指 定 野 菜 の 種 別	
指 定 年 月 日	

生 産 出 荷 近 代 化 計 画 書

計画樹立年月日 年 月 日

野菜指定産地の区域

関係農協等名

(注) 関係農協等とは、野菜指定産地の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会（都道府県の区域を超えない区域をその地区とするものに限る。）であって、当該指定野菜の出荷又は生産若しくは出荷に関する指導を行うもの及び法第10条第1項の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者であって当該野菜指定産地を管轄する都道府県知事がある意見を聴くことを適当と認めたものをいう。

目 次

第1 区域の概況

第2 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する基本的構想

第3 指定野菜の生産に関する事項

1. 作付面積及び生産数量
2. 収穫面積規模別農家数
3. 耕種状況等
 - (1) 主要輪作体系及び耕種時期
 - (2) 栽培技術等の改善
 - (3) 農業用廃プラスチックの処理方針
4. 労働生産性の向上と労働力確保
 - (1) 10a当たり総労働時間
 - (2) 年齢別農業従事者数
 - (3) 労働力確保、生産省力化のための具体的手段の現状と課題

第4 指定野菜の出荷に関する事項

1. 流通先別出荷数量
2. 出荷機関別出荷数量
3. 出荷規格

第5 指定野菜の近代化に関する事業計画

1. 現状
2. 計画

(計画作成上の注意事項)

1. 各表は、各地方農政局、都道府県、市町村等の調査結果をもとに作成する。
2. この計画書の表中の現在の欄は、この計画書作成時の最近年次の実績により記入する。
3. 年次区分は、その主な収穫時期の属する年次（その主な収穫年次が2年にわたるときは、その主な収穫時期に係る収穫収量の多い年次）により行う。
4. 指定野菜には、乾燥等第1次加工されたものは含まない。指定野菜出荷数量のうち生食用とは、加工用（その出荷時において、加工用原料となることが確実であると認められるものをいう。）以外のものをいう。
5. 当該種別の指定野菜について露地栽培と施設野菜の2つの栽培型があるときは、施設栽培に係るものの数字は外数として括弧書きとする。
6. 目標年次とは、本計画に基づく計画樹立年度から起算して5年後の年次とする。
7. 第3の3(2)及び(3)、第3の4並びに第5は、必要に応じて作成する。その他、当該指定野菜の生産出荷等の近代化のために、必要な内容を追加して構わない。

第1 区域の概況

区域の位置、自然条件(地形、土壌、気象等)、交通・輸送条件・市場条件、社会経済条件等について記述するとともに、区域の概況を記述する。

第2 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する基本的構想

指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための基本的な構想(生産性向上の方針、生産・流通改善方針等)について総合的な観点から記述する。

第3 指定野菜の生産に関する事項

当該野菜指定産地における当該指定野菜の作付面積、生産数量、収穫面積規模別農家戸数、耕種状況、労働生産性等について、下表を引用しつつ記述する。

1. 作付面積及び生産数量

(単位:ha、トン、kg、%)

市町村名	項目		作付面積	生産数量	10a当たり生産数量
	年次				
	5年前(年)				
	現在(年)				
	A				
	目標(年)				
	B				
	対比B/A				
	5年前(年)				
	現在(年)				
	A				
	目標(年)				
	B				
	対比B/A				
	5年前(年)				
	対比B/A				
	5年前(年)				
	現在(年)				
	A				
	目標(年)				
	B				
	対比B/A				

(注) 指定野菜がばれいしょの場合は、でん粉原料用ばれいしょも含めた数値を括弧書きで附記する。

2. 収穫面積規模別農家数

(単位:戸、%)

市町村名	項目 年次	収穫 農家数	収穫面積規模別												
			5a 未満	5a～ 10a	10a～ 20a	20a～ 30a	30a～ 50a	50a～ 1ha	1ha～ 1.5ha	1.5ha～ 2ha	2ha～ 5ha	5ha～ 6ha	6ha～ 8ha	8ha～ 10ha	10ha 以上
	現在(年) A														
	目標(年) B														
	対比B/A														
	現在(年) A														
	目標(年) B														
	対比B/A														
	現在(年) A														
計	対比B/A														
	現在(年) A														
	目標(年) B														
	対比B/A														
	比率 現在 目標	100 100													

(注)1 施設栽培についての規模の区分は、次のとおりとする。

1a未満、1a～5a、5a～10a、10a～20a、20a～30a、30a～50a、50a～3ha、3ha～4ha、4ha以上

2 指定野菜が、ばれいしょの場合は、でん粉原料用ばれいしょを含めた数値のみを記入する。

3. 耕種状況等

(1) 主要輪作体系及び耕種時期

年次	タイプ	17 主要栽培中止及び耕種時期																				比率	指定野菜 の主要品 種名
		1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8		
現在 （年）	A	○..×...○ ○...△...△...○...×...×...○ ○..△.....○..○ (たまねぎ) ○..△.....○...○ はくさい ○..△...○..×...○ 水稻 ○...△... [記載例] 水稻 (たまねぎ) (たまねぎ)																				%	
	B																						
	:																						
目標 （年）	A																						
	B																						
	:																						

(注) 耕種時期は記入例により記入する。ただし、○－○(は種期)、△－△(定植期)、□－□(収穫期)、×－×(収穫最盛期)とし、指定野菜名は括弧書きとする。

(2) 栽培技術等の改善

指定野菜の生産に関して、優良品種の選定、種苗の確保、地力の維持増強、作付体系の改善、作柄の安定化等その他栽培技術等に関する現状と改善目標を記述する。

(3) 農業用廃プラスチックの処理方針

当該地域における農業用廃プラスチック(ハウス、トンネル、マルチ等)の排出量、処理量、処理方法、処理体制等について現状と改善目標を記述する。

4. 労働生産性の向上と労働力確保

(1) 10a当たり総労働時間

(単位:時間、%)

項目 年次	10a当たり 総労働時 間	10a当たり総労働時間の内訳								
		育苗	耕起 整地 基肥	定植 (は種)	中耕・ 除草	追肥	栽培 管理	防除	収穫・ 調製	その他
現在(年) A										
目標(年) B										
対比B/A										

(2) 年齢別農業従事者数

(単位:人、%)

項目 市町村名 年次		合計						男						女					
		計	16 ～ 29 歳	30 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 歳 以上	計	16 ～ 29 歳	30 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 歳 以上	計	16 ～ 29 歳	30 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 歳 以上
	現在(年) A																		
	目標(年) B																		
	対比B/A																		
	現在(年) A																		
計	対比B/A																		
	現在(年) A																		
	目標(年) B																		
	対比B/A																		
	比率	現在	100																
		目標	100																

(3) 労働力確保、生産省力化のための具体的手段の現状と課題

労働力確保及び生産の省力化を図るための具体的手段(農協等による組織的な労働力調整、作業受委託の推進、地域に応じた機械化・省力化を推進するための機械化・省力化一貫体系の実証、普及等)の現状と課題について記述する。

第4 指定野菜の出荷に関する事項

指定野菜の流通先別出荷数量、出荷機関別出荷数量、出荷規格等について、下表を引用しつつ記述する。

1. 流通先別出荷数量

(単位:トン)

市町村名	流通先 年次	生食用		加工用		合 計	主な出荷先名
		卸売市場向け	卸売市場以外向け	卸売市場向け	卸売市場以外向け		
	5年前(年)						
	現在(年)						
	目標(年)						
	5年前(年)						
	現在(年)						
	目標(年)						
	5年前(年)						
	目標(年)						
計	5年前(年)						
	現在(年)						
	目標(年)						

2. 出荷機関別出荷数量

(単位:トン)

市町村名	項目	農協連合会	農協	任意組合	商協	商人	大規模生産者()	その他	計
	年次								
	5年前(年)						()		
	現在(年)						()		
	目標(年)						()		
	5年前(年)						()		
	現在(年)						()		
	目標(年)						()		
	5年前(年)						()		
	目標(年)						()		
計	5年前(年)						()		
	現在(年)						()		
	目標(年)						()		

(注)1 出荷数量とは、野菜指定産地の区域内で生産され、その区域から販売するために市場等へ出された当該指定野菜の数量をいう。以下同じ。

2 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

3. 出荷規格

当該指定産地から当該指定野菜を出荷する場合において、出荷規格の簡素化、普及・指導、検査等出荷規格に関する取組の現状と方向について記述する。

第5 指定野菜の近代化に関する事業計画

指定野菜の近代化を図るための具体的な事業計画について、下表を引用し現状と比較しつつ記述する。

1. 現 状

導入事業名	市町村名	事業実施主体名	受益範囲		事業の内容	工種又は施設区分	構造・規格能力等	事業量	導入年度	備考
			戸数	面積又は処理量						
			戸	ha(t)						

- (注)
- 1 現在、指定野菜の生産出荷等に関係している施設等で、補助、融資事業により導入したものについて記入する。
 - 2 受益範囲の欄については、区域の当該指定野菜の受益戸数及び受益面積(集出荷貯蔵施設については処理量)を記入する。
なお、指定野菜がばれいしょの場合は、でん粉原料用ばれいしょも含めたばれいしょの総計を括弧書きで上段に記入する(以下同じ)。
 - 3 導入事業名の欄には、これら施設等を導入した補助、融資等の事業名を記入する。

2. 計画

助成区分	市町村名	事業実施主体名 (見込)	受益範囲		事業の内容	工種又は施設区分	事業量	導入年度 (見込)	備考
			戸数	面積又は 処理量					
補助事業			戸	ha(t)					
農業改良資金									
融資事業等									

(注) 当該指定野菜の生産出荷等の近代化のために、本計画の目標年次まで実施される予定の補助、融資事業について記入する。

野菜指定産地の指定等に係る留意事項について

令和 6 年 9 月 1 日付け 6 農産第 1676 号
農林水産省農産局園芸作物課長通知
一部改正 令和 8 年 4 月 15 日付け 7 農産第 5392 号-1
農林水産省農産局園芸作物課長通知

このことについては、「野菜生産出荷安定法第 4 条第 1 項の規定による野菜指定産地の指定及び同法第 8 条第 1 項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について」（昭和 41 年 8 月 22 日付け 41 園第 1372 号農林省農地局長・園芸局長連名通知。以下「局長通知」という。）等に基づき実施してきたところであるが、さらに下記事項に留意の上、遺漏のないよう努められたい。

記

1 定義

- (1) 本通知において「共販等率」とは、区域内指定野菜の出荷数量に占める共同出荷組織等による出荷数量の合計の割合をいう。
- (2) 本通知において「共同出荷組織等」とは、共同出荷組織又は野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の登録を受ける資格を有する生産者（登録されていない者を含む。以下「大規模生産者」という。）をいい、以下の全ての要件を満たす任意組合を含む。
 - ア 定款又は規約及び代表者を有すること。
 - イ 特定の構成員の加入脱退にかかわらず存続する組織であること。
 - ウ その組織の責任において荷の引渡し、代金決済の一連の販売行為が行われ、かつ、出荷調整が可能であること。
- (3) 本通知において「複合指定産地」とは、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 1 条第 2 項に規定される、その区域が既に当該指定野菜の種別（野菜生産出荷安定法施行令（昭和 41 年政令第 224 号）第 1 条で定める種別をいう。以下同じ。）以外の指定野菜の種別（以下「他の種別」という。）に係る野菜指定産地として指定されているか、又はその区域を同時に他の種別に係る野菜指定産地としても指定しようとする場合における、当該産地をいう。
- (4) 本通知において「品目転換」とは、既に野菜指定産地として指定されている区域内で、当該指定に係る野菜（以下「既指定野菜」という。）の作付面積を縮小し、既指定野菜以外の指定野菜の種別（以下「転換指定野菜」という。）の作付面積を拡大することをいう。

2 指定

(1) 指定基準等

野菜指定産地の指定に当たっては、施行規則第 1 条及び第 2 条に規定する指定基準のほか、以下の全ての条件を満たす区域を対象とする。

ア その区域における当該指定野菜の作付及び出荷が、安定的かつ一体的に行われていること。

イ 原則として産地強化計画を策定していることなど、関連する国の施策との整合性が図られていること。

ウ 複数の市町村を区域として指定する場合は、複数の市町村にまたがる共同出荷体制が整っており、かつ、原則として互いに境界線を接していること。

エ 一定の生産地域であって集団産地を形成することが必要と認められるものを指定するという観点から、複数の市町村を区域として指定する場合にあっては、原則として産地を構成する市町村（市町村の区域を分けてその一部を指定する場合は、その区域）それぞれが1 ha以上の当該種別の作付面積を有すること。

オ 施行規則第2条第1項第1号の指定基準を満たせず、同条第2項を適用する場合は、適用する区域の出荷単収が全国又は当該区域が存在する都道府県の出荷単収の8割以上であること。

ただし、当該区域特有の要因（地形、気候等）により、出荷単収が明らかに低いことが見込まれる場合には、その理由も併せて判断するものとする。

（2）共販等率

ア （4）による共販等率の審査に当たっては、共同計算方式以外で共同出荷組織等が販売するもの（例えば、当該共同出荷組織等の直売所における販売、規格外品の出荷及びインターネット販売等）も共販等率の算定に含めることが出来るものとする。ただし、この場合であっても、出荷調整が可能な出荷体制によって出荷されたものでなければならぬ。

イ 大規模生産者は、施行規則第6条及び「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「実施通知」という。）記の1の規定を満たす必要があるが、この大規模生産者の出荷量の確認は、（4）のアの数値により行うものとする。この際必要に応じ、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）が大規模生産者の出荷量等を参照できるよう、当該産地を管轄する都道府県に対し、別記様式第1号の作成を求めることができる。

（3）複合指定産地に係る作付面積

複合指定産地の指定にあっては、異なる種別の野菜指定産地区域におけるそれぞれの種別の作付面積の合計が施行規則第1条第2項に定めた基準を充足し、かつ、その重複する市町村におけるそれぞれの種別の作付面積の合計が、施行規則第1条第2項に定めた基準を充足していなければならない（（5）の品目転換円滑化計画及び4の（2）のアの第2次品目転換円滑化計画の期間中に既指定野菜及び転換指定野菜の野菜指定産地区域に重複する市町村におけるそれぞれの種別の作付面積の合計が、当該基準を充足した場合を含む。）。

（4）指定の審査

ア 地方農政局等は、都道府県から野菜指定産地の新規指定の申出があった場合は、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）の公表値を基に施行規則第1条及び第2条に規定する指定基準を満たすかどうかの審査を行うものとする。

なお、統計部の公表値がない場合にあっては、

- ① 都道府県において整理されたもの
- ② 市町村において整理されたもの
- ③ 農協その他の出荷団体等において整理されたもの

の順に数値を使用して審査を行うものとする。

イ 地方農政局等は、審査の実施に当たっては、申請書類、地図等を基に審査を実施し、必要があれば追加資料の提出を求め、かつ、現地調査を実施するものとする。

ウ 地方農政局等は、ア及びイにより指定することが適当であると認めた場合、これを農林水産省農産局事務担当課（以下「本省」という。）に報告するものとする。本省は、当該産地について審査を行い、これを指定することが適当であると認めた場合、これを野菜指定産地として官報に告示することとする。

（５）品目転換を行う産地に対する指定

都道府県は、品目転換を行う産地（以下「品目転換産地」という。）が当該転換指定野菜に係る指定を受けようとするときは、局長通知第１の１の（３）に規定する野菜指定産地候補地概要書に、別記様式第２号による品目転換円滑化計画（品目転換産地における品目転換を円滑に行うために都道府県が定める計画をいう。以下同じ。）を添付するものとする。この場合において、当該品目転換円滑化計画が以下の全ての条件を満たすときは、当該品目転換産地における転換指定野菜の作付面積は、施行規則第１条で定める面積に達する見込みが確実であるものとして、当該転換指定野菜についてその指定を行うこととする。

ア 品目転換円滑化計画の実施期間が３年間であること。

イ 当該品目転換産地における既指定野菜の作付面積が、施行規則第１条第１項に定めた基準を充足していること。

ウ 当該品目転換産地における転換指定野菜の作付面積が、期間の終了日までに施行規則第１条第１項に定めた基準を充足する見込みが確実であること。

（６）野菜指定産地の名称

ア 産地の名称は、その地域を代表するものであって、他の地域と誤認されるおそれのないものとする。

イ 産地の名称は、同一種別の既存野菜指定産地と同一の名称は使用しないものとする。

ウ 既存野菜指定産地と区域が完全に一致する産地を、新たに異なる種別の野菜指定産地として指定する場合の名称は、既存野菜指定産地と同一のものとするものとする。

（７）野菜指定産地の指定基準に係る実態把握

地方農政局等は、野菜指定産地の指定基準等に係る実態を５により毎年把握するものとする。

なお、統計部の公表値がない場合にあっては、（４）のアの数値により行うものとする。

３ 区域の変更

区域の変更に当たっては、次に掲げるもののほか、２の指定の手續に準じて行うものとする。

（１）局長通知第１の２(１)の①に規定する「一部の市町村における指定野菜の生産量の減少等

により野菜指定産地の区域として適当でなくなったとき」とは、野菜指定産地に含まれる一部の市町村（市町村の区域を分けてその一部を指定している場合は、その区域）における当該種別の作付面積が統計部の公表値で0haとなり、かつ、統計部が算定する共同出荷組織等による出荷数量が0tとなったとき（以下、当該市町村を「0ha・0t市町村」という。）をいう。この場合、地方農政局等は、6に基づき、当該野菜指定産地を管轄する都道府県と協力して、作付面積の拡大等について当該野菜指定産地を指導するものとする。作付面積等が回復しない場合は、0ha・0t市町村を区域から除外するが、その後作付面積等が回復した場合には、再度野菜指定産地の区域として告示することができるものとする。

なお、0ha・0t市町村を区域から除外することにより、互いに境界線を接しなくなる市町村がある場合、当該種別が、野菜指定産地内の他の市町村にまたがる共同出荷組織等により共同出荷されているときは、2の（1）のウの規定にかかわらず、その市町村については他の市町村に隣接することを要しない。

- （2）区域を拡大する場合には、追加しようとする市町村の生産・集出荷体制が既存区域のそれらと一体性があることを十分確認するものとする。

なお、既存区域の共同出荷組織等と一体的に出荷されている出荷量が、追加する市町村全体の出荷数量の3分の2以上であれば、当該市町村が一体的に出荷されているものとみなし、当該市町村を当該区域に追加することができる。

- （3）既存野菜指定産地と同一の都道府県内にあり、当該既存野菜指定産地の区域と隣接していない市町村（以下「非隣接市町村」という。）について、海岸線を有する、他の都府県と接するなど、地理的条件により指定を受けることが困難な事情がある場合には、2の（1）のウの規定にかかわらず、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、既存野菜指定産地の区域に当該非隣接市町村を追加することができる。

① 既存野菜指定産地及びこれに追加しようとする非隣接市町村を合わせた区域が、その属する都道府県にある同一の種別に係る他の野菜指定産地と同等の面積を有する区域にあること。複数の非隣接市町村を既存野菜指定産地に追加しようとする場合も、当該既存野菜指定産地及び全ての非隣接市町村について同様とする。

② ①において、当該区域にある市町村は、都道府県により同等の産地指導が行われているなど、生産体制の一体性が担保されていること。

③ ①において、当該区域にある市町村は、非隣接市町村及び既存野菜指定産地における共同出荷組織等と共に共同計算販売（既存野菜指定産地と、同一の品目について統一の規格で選果・選別等を行い、共同計算して精算することをいう。）を行うなど、集出荷体制の一体性が担保されていること。

④ 都道府県は、野菜指定産地の区域変更の申出のために行う局長通知別記様式2号（野菜指定産地の区域の変更について）を提出するときは、本通知別記様式第3号を添付するとともに、これに基づき、近隣市町村（既存野菜指定産地及び非隣接市町村以外の市町村であって、①の区域にある市町村をいう。）の作付けの拡大を図るよう努めること。

4 指定の解除

- （1）地方農政局等は、指定基準を満たさなくなった野菜指定産地について、原則として6に

に基づき、当該野菜指定産地を管轄する都道府県と協力してその原因を究明し、当該野菜指定産地の実情に即した産地の改善を図るものとし、その結果、指定基準を満たすことができない場合には、指定を解除することとする。ただし、地方農政局等が台風その他気象災害等の影響により一時的に指定要件を満たさなくなったことが明らかであると認める場合は、この限りではない。

(2) 2の(5)の指定を受けた品目転換産地に係る指定の解除については、(1)の規定にかかわらず次のとおりとする。

ア 品目転換円滑化計画の実施期間の終了後に、転換指定野菜に係る計画の達成状況を評価し、指定基準を満たしていない場合には、原則として転換指定野菜に係る野菜指定産地の指定を解除するものとする。ただし、施行規則第1条第1項並びに第2条第1項第1号及び第2項に規定する指定基準について、それぞれが基準の8割を満たしており、かつ、法第4条第1項及び施行規則第2条第1項第2号の基準を満たす場合であって、当該品目転換円滑化計画の実施期間の終了日の次の日から2年間を実施期間とする別記様式第2号による品目転換円滑化計画（以下「第2次品目転換円滑化計画」という。）を作成したときは、この限りではない。

イ 第2次品目転換円滑化計画の実施期間終了後に改めて転換指定野菜に係る計画の達成状況を評価し、指定基準を満たしていない場合には、原則として、転換指定野菜に係る野菜指定産地の指定を解除するものとする。

ウ 品目転換円滑化計画の実施期間の終了後（第2次品目転換円滑化計画を作成した場合には、その終了後）において、当該産地が既指定野菜について指定基準を満たさなくなった場合には、原則として、当該既指定野菜に係る野菜指定産地の指定を解除する。

エ ア又はイにより、転換指定野菜に係る野菜指定産地の指定が解除される場合にあっては、当該既指定野菜について、6の活性化計画を作成することができる。ただし、当該活性化計画は、転換指定野菜に係る野菜指定産地の指定が解除された年度の末日までに作成するものとし、その実施期間は、指定基準を満たさなくなったときから3年間とする。

オ 品目転換円滑化計画の期間中（第2次品目転換円滑化計画を作成した場合は、その期間中）は、既指定野菜について6の活性化計画を作成することができない。

5 野菜指定産地実態調査の実施及び報告

(1) 都道府県は、野菜指定産地における指定要件の充足状況を把握するため、毎年度、10月1日現在の野菜指定産地を対象として「野菜指定産地実態調査」を実施し、その結果を別記様式第4号に記入するとともに、要件不充足産地（次の①から③までのいずれかの項目に該当しており、指定要件を満たしていない野菜産地をいう。以下同じ。）があれば別記様式第5号に記入し、地方農政局等に翌年1月20日までに報告するものとする。

① 施行規則第1条第1項に規定する面積要件を満たしていない場合（ただし、同条第2項に規定する面積要件を適用し、かつ当該要件を満たす場合を除く。）

② 0ha・0t市町村が存在する場合

③ 施行規則第2条第1項第1号に規定する共販等率要件を満たしていない場合（ただし、

同条第2項に規定する共販等率要件を適用し、かつ当該要件を満たす場合を除く。）

(2) 都道府県は、複合指定産地又は品目転換産地について、その指定状況を別記様式第6-1号又は別記様式第6-2号の台帳に記入し、野菜指定産地実態調査の報告に添付するものとする。

(3) 地方農政局等は、毎年1月末日までに別記様式第7号を作成し、電子メールにより本省の担当者に送付するとともに、都道府県の担当者に当該都道府県分を送付する。

6 活性化計画

(1) 活性化計画の作成

活性化計画は、都道府県が、該当要件不充足産地ごとに、基準を満たしていない全ての指定要件に関し、当該指定要件を満たすことが見込まれると判断した場合、活性化計画策定後の4月1日から3年間（冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及びたまねぎのうち対象出荷期間が年度を超えて設定されているもの（複数月の申込みを行うものに限る。）については3年1ヶ月とする。）を実施期間として、関係市町村、農業団体等の意見を聴いた上で別記様式第8号により作成するものとする。なお、作成に当たっては地方農政局等を経由して本省と協議するものとする。

また、活性化計画は、要件不充足産地として報告した年度の末日までに作成するものとする。

(2) 実施状況の報告

都道府県は、活性化計画に基づく改善措置を講じている要件不充足産地（以下「活性化計画対象産地」という。）ごとに、その実施状況を別記様式第9号にとりまとめ、毎年度、1月20日までに地方農政局等に報告するものとする。

(3) 改善指導

都道府県は、活性化計画の着実な実施を図るため、その進捗状況について活性化計画対象産地ごとの的確な把握に努め、実施期間中に指定要件を満たすこととなるよう産地の活性化へ向けた取組を十分に行うとともに、共同出荷体制の整備・強化等が図られるよう関係市町村、農業団体等に対して適宜適切な指導・助言を行うものとする。

また、地方農政局等は、活性化計画対象産地ごとに活性化計画の進捗状況を的確に把握するとともに、進捗が遅れている産地に関してはその改善を促進すべく都道府県を指導するものとする。

(4) 活性化計画実施後の評価等

ア 活性化計画対象産地については、計画実施期間の終了後に、その達成状況を評価し、指定要件を満たしていない場合には、原則として野菜指定産地の指定を解除するものとする。ただし、指定要件の全てが基準の8割以上を満たす活性化計画対象産地であって、更に計画実施期間終了後2年間を実施期間とした新たな活性化計画（以下「第2次活性化計画」という。）を作成したときについては適用しない。

なお、第2次活性化計画についても、6(1)の規定に基づき、作成に当たっては地方農政局等を経由して本省と協議するものとする。

イ 第2次活性化計画の実施期間終了後に改めて計画の達成状況を評価し、指定要件を満

たしていない場合には、原則として野菜指定産地の指定を解除するものとする。

ウ 活性化計画実施期間内及び第２次活性化計画実施期間内に指定要件を満たした場合は、アの規定にかかわらず、その時点で達成状況を評価する。

(6) 福島県の被災地域における活性化計画について

福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村のいずれかの市町村を含む指定産地において、活性化計画の実施期間後にその達成状況を評価し、指定要件を満たしていない場合には、「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（令和７年６月２０日閣議決定）により変更された基本方針における第３期復興・創生期間である令和１２年度までに指定要件を満たすことが見込まれると判断したときに限り、令和１２年度までを実施期間として、活性化計画を更新することができるものとする。

(5) 活性化計画対象産地の指定の解除の申出

都道府県は、活性化計画の実施期間中であっても、活性化計画対象産地が将来性を見込んでも明らかに野菜指定産地として必要な要件の全部又は一部を満たすことが不可能となったと認めるときは、遅滞なく地方農政局長等に当該野菜指定産地の解除を申し出ることとする。

附 則

- 1 この通知は、令和６年９月１日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、「野菜生産出荷安定法第４条第１項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて」（平成２０年２月２９日付け１９生産第８６２０号農林水産省生産局園芸課長通知）及び「野菜指定産地の指定要件に係る実態の把握と指定要件を満たしていない野菜指定産地に対する指導の強化等について」（平成１２年１１月２日付け１２-５農林水産省食品流通局野菜流通課長通知）は廃止する。

附 則（令和８年４月１５日付け７農産第５３９２号-１）

この通知は、令和８年４月１５日から施行する。

(別記様式第 1 号)

野菜指定産地の指定基準に係る大規模生産者の生産・出荷状況について

年 月 日現在

1 生産出荷の状況

野菜指定産地名（種別）「 () 」

① 区域

② 市町村別の作付面積、生産量、出荷量、10a当たり収量

市町村名	大規模生産者名	大規模生産者の生産出荷の状況				備考
		作付面積 (ha)	生産量 (t)	出荷量 (t)	10a当たり収量 (kg/10a)	
		()				
		()				
	計	()				
		()				
		()				
	計	()				

注 1) 大規模生産者の作付面積欄の () 内は、「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」(平成14年 8 月 2 日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。) 記の 1 の規定に基づく種別の組合せがある場合にその種別名と作付面積を記載すること。

2) 都道府県(市町村)の統計調査等による資料に基づく場合は、出典を備考欄に記載すること。

2 大規模生産者の概要

注 1) 「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」(平成14年 8 月 2 日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。) 記の 1 の規定に適合する生産者かどうかの見解を示すこと。

なお、その際に参考とした下記情報等(ホームページ等も可)があれば、添付すること。

①当該生産者が作付けている地域(可能な限り種別毎)がわかる地図、写真等

②当該生産者の業務内容について確認できる資料

ふりがな	
産地名	

品目転換円滑化計画書
(第2次品目転換円滑化計画書)

指定産地指定年月日	年	月	日			
(品目転換円滑化計画の実施期間	年	月	日～	年	月	日)
計画作成年月日	年	月	日			
終了予定年月日	年	月	日			
作成都道府県名						
既指定野菜の種別						
転換指定野菜の種別						
ふりがな						
関係市町村名						
関係農業等名						

(注) 1 第2次品目転換円滑化計画の場合には、その旨を記載すること。
2 「品目転換円滑化計画の実施期間」は、第2次品目転換円滑化計画の場合のみ記載する。

(計画書作成上の注意事項)

- 1 本計画は、品目転換産地における品目転換を円滑に行うための計画であって、既指定野菜の作付を縮小し、転換指定野菜の作付を拡大する計画を内容とすること。
- 2 各表は、各地方農政局の調査結果を基本として作成すること。
- 3 この計画書の表中の現在の区分には、この計画書作成時の最近年次の実績数量を記入すること。
- 4 年次区分は、その主な収穫時期の属する年度（その主な収穫時期が2年にわたるときは、その主な収穫時期に係る収穫量の多い年度）により行うこと。
- 5 当該種別の指定野菜についても露地栽培と施設栽培の2つの栽培型があるときは、施設栽培に係るものの数字は外数として括弧書きすること。
- 6 実施期間は、3年間とする。ただし、第2次品目転換円滑化計画の場合は2年間とする。

第1 産地の概況

区域の位置、自然条件（地形、土壌、気象等）、交通・輸送条件、市場条件、社会経済条件等について簡潔に記述すること。

1 既指定野菜及び転換指定野菜の生産及び出荷の整備に関する基本的構想

(1) 産地の生産出荷上の問題点

事 項	問題点	問題が生じた具体的要因
作 付 面 積		
共 販 等 率		

(注) 記入に当たっては、生産組織、栽培技術、省力化及び労働力等の各方面を踏まえた上で具体的に記入すること。

(2) 品目転換に向けた具体的計画

事 項	必要な方策	具体的な対応計画
作 付 面 積		
共 販 等 率		

- (注) 1 既指定野菜と転換指定野菜それぞれについて記載すること。
- 2 記入にあたっては、生産組織、栽培技術、省力化及び労働力等の各方面を踏まえた上で具体的に記入すること。
- 3 適宜添付資料を付けること。

(3) 品目転換に向けた産地内での調整の状況

① 今後の産地運営の方針

今後の既指定野菜及び転換指定野菜の扱い・都道府県・市町村による支援等も含めて記載すること。

② 既指定野菜及び転換指定野菜生産者への説明等の状況

③ 本計画についての都道府県の意見

④ 当該区域の生産者団体等の意見

第2 既指定野菜及び転換指定野菜の生産及び出荷に関する事項

1 既指定野菜及び転換指定野菜の生産の現況と目標

地区内の既指定野菜及び転換指定野菜の作付面積、生産数量等の現況と目標に達するまでの年度計画について、下表を付す。

(1) 作付面積及び生産数量

市町村名	項目 年度	既指定野菜 ()			転換指定野菜 ()		
		作付面積(ha) 〔当該産地 面積要件 〇ha〕	生産数量 (t)	10a当たり 生産数量(kg)	作付面積(ha) 〔当該産地 面積要件 〇ha〕	生産数量 (t)	10a当たり 生産数量(kg)
	前々年実績						
	前年実績						
	現在 ① (〇年度) 実績：〇年産						
	1年目 ② (〇年産)						
	②/①%						
	2年目 ③ (〇年産)						
	③/①%						
	目標年度④ (〇年産)						
	④/①%						
計	前々年実績						
	前年実績						
	現在 ① (〇年度) 実績：〇年産						
	1年目 ②						
	②/①%						
	2年目 ③						
	③/①%						
	目標年度④						
	④/①%						

(注) 1 第2次品目転換円滑化計画の場合は2年目を目標年度とする。

2 市町村が複数ある場合は、適宜、行を追加すること。

2 既指定野菜及び転換指定野菜の出荷の現状と目標

地区の既指定野菜及び転換指定野菜の出荷量、出荷先の現況と目標に達するまでの年度計画について、下表を付す。

(1) 仕向先別出荷数量等

(単位：t、%)

市町村名	項目 年度	既指定野菜 ()						転換指定野菜 ()					
		総出荷量	(うち生食用)	Aのうち共販等数量	(うち生食用)	共販率等	(うち生食用)	総出荷量	(うち生食用)	Aのうち共販等数量	(うち生食用)	共販率等	(うち生食用)
		A	a	B	b	B/A	b/a	A	a	B	b	B/A	b/a
	前々年実績												
	前年実績												
	現 在 ① (○年度) 実績：○年産												
	1 年 目 ② (○年産)												
	②／①												
	2 年 目 ③ (○年産)												
	③／①												
	目標年度④ (○年産)												
計	④／①												
	前々年実績												
	前年実績												
	現 在 ① (○年度) 実績：○年産												
	1 年 目 ② (○年産)												
	②／①												
	2 年 目 ③ (○年産)												
	③／①												
	目標年度④ (○年産)												
	④／①												

(注) 第2次品目転換円滑化計画の場合は2年目を目標年度とする。

(2) 出荷機関別出荷数量等

既指定野菜 ()

(単位: t)

市町村名	項目								
	年度	農協連合会	農協	任意組合	商協	商人	大規模生産者	その他	計
	現在()年度 実績:()年産 目標()年度						() ()		
	現在()年度 実績:()年産 目標()年度						() ()		
計	現在()年度 実績:()年産 目標()年度						() ()		

転換指定野菜 ()

(単位: t)

市町村名	項目								
	年度	農協連合会	農協	任意組合	商協	商人	大規模生産者	その他	計
	現在()年度 実績:()年産 目標()年度						() ()		
	現在()年度 実績:()年産 目標()年度						() ()		
計	現在()年度 実績:()年産 目標()年度						() ()		

(注) 1. 出荷機関別出荷数量は、最終出荷量の数量により記入すること。

2. 大規模生産者とは、法第10条第1項の登録を受ける資格を有する生産者（実際に登録を受けているかは問わない。）をいう。

3. 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

(参考資料)

添付地図

計画地図全体を表す事業計画図（市町村の地図を使用、縮尺適宜）を次により作成すること。

- (1) 当該地区の区域を黒色の実線で、既指定野菜の作付地区を赤色の実線で、転換指定野菜の作付地区を青色の実線で囲み、それぞれ現在の作付け面積を記入すること。
- (2) 当該地区のうち、目標年度における既指定野菜の作付区域を赤色の点線で、転換指定野菜の作付区域を青色の点線で囲み、それぞれ目標の作付面積を括弧内に記入すること。
- (3) 役場、農協等公共施設及び本事業に参加が予定される農家の受益している既存の集出荷施設、処理加工施設、貯蔵施設等の位置と名称を付して黒丸で示すこと。

(別記様式第3号)

非隣接市町村及び近隣市町村における作付面積拡大に向けた計画

年 月 日現在

	市町村名	作付面積・出荷量実績 (年)	5年後 (年)	育成方策
既存野菜 指定産地		ha トン	ha トン	
		ha トン	ha トン	
非隣接市町村		ha トン	ha トン	
		ha トン	ha トン	
近隣市町村		ha トン	ha トン	
		ha トン	ha トン	

- 注1：既存野菜指定産地、非隣接市町村及び近隣市町村ごとの5年後の作付面積（上段）及び出荷量（下段）の見通し並びに集団産地としての育成方策を記載すること。
- 2：作付面積実績欄は全ての市町村について直近の実績を記入すること。
- 3：当初の非隣接市町村の追加後に別の市町村の追加を行う場合であっても、「5年後」の年次は、当初の非隣接市町村の追加時に設定した年次のままとする。
- 4：通知本文3の（3）の①に規定する要件を満たしていることが確認できる地図等を添付すること。
- 5：通知本文3の（3）の②に規定する要件を満たしていることが確認できる書類等を添付すること。

(別記様式第4号)

野菜指定産地実態調査

種別()

指定年度(年度)

近代化計画樹立 年度(変更: 年度)

活性化計画(○年○月(第○次)終了)

指定産地名	道府県名	市町村名	特例等

1. 野菜指定産地要件

	○年度 (○年産)	○年度 (○年産)	○年度 (○年産)	○年度 (○年産)	○年度 (○年産)
① 作付面積(ha)(当該産地面積要件(ha))					
市町村別作付面積					
(市町村名)					
(市町村名)					
(市町村名)					
② 生産数量(t)					
③ 総出荷数量(t)					
④ (うち生食用(t))	()	()	()	()	()
⑤ 共販による出荷数量(t)					
⑥ (うち生食用(t))	()	()	()	()	()
⑦ 大規模生産者による出荷数量(t)					
	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
⑧ (うち生食用(t))	()	()	()	()	()
⑨ 共販等数量(t) ⑤+⑦					
市町村別共販等数量					
(市町村名)					
(市町村名)					
(市町村名)					
⑩ 共販等率(%) ⑨÷③ (共販等率要件(%))					
⑪ (生食用のみの場合)(⑥+⑧)÷④	()	()	()	()	()
⑫ 出荷単収(kg/10a)③*1,000÷①÷10 (全国又は都道府県のおおむね出荷単収)	()	()	()	()	()
⑬ 出荷単収が低い理由					

2. 関係事項

	年度	年度	年度	年度	年度
区域変更市町村					
野菜指定産地活性化計画策定年度					
備考					

(作成上の注意事項)

- 1 記入に当たっては、「作況調査・野菜調査」を基本とし、当該調査に掲載されている直近(以下「直近」という。)の年のデータまで記入すること。また、現在、指定されているすべての野菜指定産地について記入すること。
- 2 近代化計画樹立欄は、法第8条第1項に基づく当該計画の樹立年度及び法第9条第1項に基づく変更年度を記入すること。
- 3 活性化計画欄は、通知本文6の野菜指定産地活性化計画の終了期限を記入すること。
- 4 特例等欄は、複合指定産地、共販等率特例の適用産地、品目転換産地及び非隣接市町村追加産地については、それぞれ「複合」、「共販特例」、「品目」、「非隣接」と記入すること。

(「1. 野菜指定産地要件」欄記入に関する注意事項)

- 1 作付面積及び共販等率の欄に当該指定野菜の種類の指定面積要件及び共販等率要件を()内に記入すること。
市町村別作付面積及び市町村別共販等数量の欄に市町村名を記入し、各市町村の作付面積及び共販等数量を記入すること。
- 2 共販とは、農協連、農協、その他の共同出荷組織による出荷をいう。
この共同出荷組織には、任意組合も含むが、出荷調整が可能な団体であり、定款又は規約及び代表者を有し、特定の構成員の加入脱退にかかわらず存続する組織に限るものとする。また、共同出荷組織による出荷とは、その共同出荷組織の責任において、荷の引渡し、代金決済等の販売行為が行われる出荷をいう。
- 3 大規模生産者とは、法第10条第1項の登録を受ける資格を有する生産者(実際に登録を受けているかは問わない。)をいう。大規模生産者の実績値を記載する場合は、別記様式第1号を、複合指定産地については、別記様式第6-1号を、品目転換産地については、別記様式第6-2号を添付すること。
- 4 ⑦の大規模生産者による出荷数量の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の【 】に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。
- 5 ⑫の出荷単収の欄には、共販等率要件を満たせず、共販特例を適用する場合のみ記入すること。また、⑬出荷単収が低い理由の欄は、当該区域特有の要因(地形、気候等)により⑫が全国又は都道府県のおおむねの出荷単収に満たない場合に使用できるものとし、使用する初年度には根拠資料を添付すること。

(「2. 関係事項」欄記入に関する注意事項)

- 1 区域変更市町村の欄は、野菜指定産地の区域変更に係る市町村名と追加・削除の状況を記入すること。
(例:「〇〇町を追加」、「〇〇村を削除」)
- 2 備考欄には異常年の気象災害等を記入すること。

(別記様式第5号)

要件不充足産地一覧

[illegible]

※0ha・0t市町村欄には、この一覧の作成時に該当する市町村があれば、その市町村名を記入すること。

(別記様式第 6 － 1 号)

複 合 指 定 産 地 管 理 台 帳

年 月 日現在

都道府県名：_____

種 別				
産 地 名				
指定年月日				
本台帳記載年月				
重複	市町村名	作付面積（○年産）	作付面積（○年産）	作付面積（○年産）
		ha	ha	ha
		ha	ha	ha
		ha	ha	ha
		ha	ha	ha
複合要件		ha	ha	ha
重複市町村 （計○市町村）	小計	ha	ha	ha
複合指定産地全体 （計○市町村）	合計	ha	ha	ha
共販等率要件		%	%	%
共販等率実績		%	%	%
活性化計画				
特記事項				

- 注 1：複合指定産地の組合せごとに作成すること。
- 2：本台帳記載年月欄は、本台帳に記入（変更があれば当該欄の変更年月）した年月を記入すること。
- 3：重複する市町村については、市町村名の左の重複欄に○を記入すること。
- 4：複合要件欄は、それぞれの指定産地の施行規則第 1 条第 2 項の基準を記入すること。
- 5：重複市町村小計及び共販等率実績欄は、それぞれの指定産地の直近（統計部が公表している野菜生産出荷統計の直近の年産をいう。以下同じ。）の作付面積及び共販等率の実績を記入すること。
- 6：共販等率要件欄は、それぞれの指定産地が適用している施行規則第 2 条第 1 項又は第 2 項の基準を記入すること。
- 7：活性化計画欄は、通知本文 6 の野菜指定産地活性化計画の終了期限について「○年○月（第○次）」と記入すること。

(別記様式第 6－2 号)

品 目 転 換 産 地 管 理 台 帳

年 月 日現在

都道府県名：_____

既・転換指定の別			
種 別			
産 地 名			
指定年月日			
品目転換産地への移行年月日			
計画実施期間			
計画終了年月日			
計画終了後の対応			
作付面積要件 ha			
作付面積実績 ha			
共販等率要件 %			
共販等率実績 %			
特 記 事 項			

- 注 1：品目転換産地の組合せごとに作成すること。
2：指定年月日欄は、既指定野菜に係る年月日を記入すること。
3：品目転換産地への移行年月日欄は、既指定野菜に係る野菜指定産地が、品目転換産地に転換した年月日を記入すること。
4：計画実施期間欄、計画終了年月日欄及び計画終了後の対応欄は、上段に品目転換円滑化計画、下段に第 2 次品目転換円滑化計画について記入すること。
5：計画終了年月日欄は、当該計画が終了した年月日を記入すること。
6：計画終了後の対応欄は、当該計画終了後の対応策が分かるように記入すること（例：解除、活性化計画策定等）。
7：作付面積実績欄は直近の実績を記入すること。
8：面積要件欄は施行規則第 1 条第 1 項又は第 2 項の基準を記入すること。
9：共販等率実績欄は直近の実績を記入すること。
10：共販等率要件欄は施行規則第 2 条第 1 項又は第 2 項の基準を記入すること。

(別記様式第7号)

野菜指定産地適用要件整理表

○年○月○日現在

都道府 県名	種別	産地名(①)	①の産地と複合 関係にある産地																備考	
			区域	面積 (ha)		共販等率 (%)		0ha・0t 市町村	共販等率特例				指定 年度	近代化 計画樹 立	活性化 計画	特例等	要件 充足	種別		産地名
									面積 (ha)		出荷単収 (kg/10a)									
				要件	実績	要件	実績		要件	実績	要件	実績								

注1: 毎年度10月1日時点の全ての野菜指定産地について作成すること。

2: 面積及び共販等率欄は、当該指定産地が適用している要件、直近の作付面積及び共販等率の実績を記入すること。

3: 0ha・0t市町村欄は、該当する市町村がある場合に、その市町村名を記入すること。

4: 共販等率特例の欄は、共販等率要件を満たせず、共販等率特例を適用している場合に要件、直近の実績を記入すること。なお、出荷単収が低い理由の欄は、当該区域特有の要因(地形、気候等)により、出荷単収が全国又は当該産地が存在する都道府県のおおむねの出荷単収に満たない場合に記入すること。

5: 指定年度欄は、法第4条第1項の指定した年度を記入し、法第6条第1項の変更した年度を括弧書きで記入すること。

6: 近代化計画樹立欄は、法第8条第1項に基づき当該計画を樹立した場合及び法第9条第1項に基づき変更した場合は「有」と、それ以外の場合は「無」と記入すること。

7: 活性化計画欄は、通知本文6の野菜指定産地活性化計画の終了期限について「○年○月(第○次)」と記入すること。

8: 特例等欄は、複合指定産地、共販等率特例の適用産地、品目転換産地及び非隣接市町村追加産地については、それぞれ「複合」、「共販特例」、「品目」、「非隣接」と記入すること。

9: 要件充足欄は、当該野菜指定産地に要件不充足がある場合は、「不」と記入すること。

10: ①の産地と複合関係にある産地欄は、当該野菜指定産地と複合関係にある全ての産地について記入すること。

ふりがな 産地名	
-------------	--

野菜指定産地活性化計画書

野菜指定産地指定年月日 年 月 日

計画作成年月日 年 月 日

作成道府県名

指定野菜の種類

ふりがな
関係市町村名

関係農協等名

(計画書作成上の注意事項)

- 1 各表は、農林水産省の調査結果を基本として作成すること。
- 2 この計画書の表中の現在の区分には、この計画書作成時の最近年次の実績数量を記入すること。
- 3 年度区分は、その主な収穫時期の属する年度（その主な収穫時期が2年にわたるときは、その主な収穫時期に係る収穫量の多い年度）により行うものとする。
- 4 当該種別の指定野菜についても露地栽培と施設栽培の2つの栽培型があるときは、施設栽培に係るものの数字は外数として括弧書きをすること。
- 5 実施期間は、計画を作成した日の翌年度の4月1日から3年間とする。ただし、第2次活性化計画の場合は2年間とする。
- 6 6の（5）において活性化計画を更新する際には、その目標年度を令和12年度とする。

第1 産地の概況

区域の位置、自然条件（地形、土壌、気象等）、交通・輸送条件、市場条件、社会経済条件等について簡潔に記述し、下表を付す。

1 指定野菜の生産及び出荷の整備に関する基本的構想

(1) 産地の生産出荷上の問題点

事項	問題点	問題が生じた具体的要因
作付面積		
共販等率		
0ha・0t市町村		

注) 記入にあたっては、生産組織、栽培技術、省力化及び労働力等の各方面を踏まえた上で具体的に記入すること。

(2) 産地活性化のための具体的計画

事項	必要な活性化策	具体的な対応計画
作付面積		
共販等率		
0ha・0t市町村		

注1) 記入にあたっては、生産組織、栽培技術、省力化及び労働力等の各方面を踏まえた上で具体的に記入すること。

2) 適宜添付資料を付けること。

第2 指定野菜の生産及び出荷に関する事項

1 対象野菜の生産の現況と目標

地区内の対象野菜についての作付面積、生産数量等の現況と目標に達するまでの年度計画について、下表を付す。

(1) 作付面積及び生産数量

市町村 名	年度	項目	作付面積 (ha) (当該産地面積 要件〇ha)	生産数量 (t)	10a当たり 生産数量 (kg)
	前々年実績				
	前年実績				
	現 在 ① (〇年度) 実績：〇年産				
	1 年 目 ② (〇年度)				
	②/①%				
	2 年 目 ③ (〇年度)				
	③/①%				
	目標年度④ (〇年度)				
	④/①%				
計	前々年実績				
	前年実績				
	現 在 ① (〇年度) 実績：〇年産				
	1 年 目 ② (〇年度)				
	②/①%				
	2 年 目 ③ (〇年度)				
	③/①%				
	目標年度④ (〇年度)				
	④/①%				

注) 第2次活性化計画の場合は2年目を目標年度とする。

2 対象野菜の出荷の現状と目標

地区の対象野菜の出荷量、出荷先等の現況と目標に達するまでの年度計画について下表を付す。

(1) 仕向先別出荷数量等

(単位：t、%)

市町村名	項目	総出荷数量	(うち生食用)	Aのうち共販等数量	(うち生食用)	共販等率	(うち生食用)
		A	(a)	B	(b)	B/A	(b/a)
	年度						
	前々年実績		()		()		
	前年実績		()		()		
	現在① (○年度) 実績:○年産		()		()		
	1年目② (○年度)		()		()		
	②/①						
	2年目③ (○年度)		()		()		
	③/①						
	目標年度④ (○年度)		()		()		
計	④/①						
	前々年実績		()		()		
	前年実績		()		()		
	現在① (○年度) 実績:○年産		()		()		
	1年目② (○年度)		()		()		
	②/①						
	2年目③ (○年度)		()		()		
	③/①						
	目標年度④ (○年度)		()		()		
	④/①						

注:第2次活性化計画の場合は2年目を目標年度とする。

(2) 出荷機関別出荷数量

(単位:t)

項目 市町村名 年度		出荷機関別出荷数量						
		農協連合会	農協	任意組合	商協	商人	大規模生産者	その他 計
	現在()年度 実績:()年産						()	
	目標()年度						()	
	現在()年度 実績:()年産						()	
計	目標()年度						()	
	現在()年度 実績:()年産						()	
	目標()年度						()	

注1) 出荷機関別出荷数量は、最終出荷量の数量により記入すること。

2) 大規模生産者とは、法第10条第1項の登録を受ける資格を有する生産者（実際に登録を受けているかは問わない。）をいう。

3) 大規模生産者の欄には共販に含まれない出荷数量を記入するとともに、同欄の()に、共販に含まれる出荷数量を外数として記入すること。

(参考資料)

添付地図

計画地区全体を表す事業計画図(市町村の地図を使用、縮尺適宜)を次により作成し、添付すること。

(1) 当該地区の区域を赤色の実線で、各対象野菜の作付地区を青色の実線で囲み、それぞれ現在の作付面積を記入すること。

(2) 当該地区のうち、目標年度における各対象野菜の作付区域を黄色の実線で囲み、それぞれ目標の作付面積を括弧内に記入すること。

(3) 役場、農協等公共施設及び本事業に参加が予定される農家の受益している既存の集出荷施設、処理加工施設、貯蔵施設等の位置と名称を付して黒丸で示すこと。

(別記様式第9号)

野菜指定産地活性化計画 実施状況報告(令和○年度)

(県名)

野菜指定産地名						
区域(市町村名)						
指定野菜の種別						
作付面積(ha) (当該産地指定面積要件(ha))	()	()	()	()	()	()
共販等率(%) (当該産地共販等率要件(%))	()	()	()	()	()	()
0ha・0t市町村						
活性化計画策定年度						

※0ha・0t市町村欄には、0ha・0t市町村についての活性化計画を策定した場合に、その市町村名及びその作付面積・共販量を記入すること(〇〇市:〇ha、〇t)。

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

各地方農政局生産部園芸特産課
北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課
沖縄総合事務局農林水産部生産振興課
独立行政法人農畜産業振興機構野菜業務部・野菜振興部
野菜価格安定対策事業担当官 殿

農林水産省農産局園芸作物課

野菜指定産地の告示に係る指定野菜価格安定対策事業の出荷実績等の取扱いについて

野菜指定産地の指定等に係る事務及び出荷数量の認定については、「野菜生産出荷安定法第 4 条第 1 項の規定による野菜指定産地の指定および同法第 8 条第 1 項の規定による生産出荷近代化計画の樹立について」(昭和 41 年 8 月 22 日付け 41 園第 1372 号農林省農地局長・園芸局長連名通知)、「野菜指定産地の指定等に係る留意事項について」(令和 6 年 9 月 1 日付け 6 農産第 1676 号農林水産省農産局園芸作物課長通知)、「野菜価格安定対策事業の推進について」(令和 5 年 4 月 25 日付け 4 農産第 4453 号-1 農林水産省農産局長通知)等に基づき実施してきたところであるが、さらに下記事項に留意の上、事務手続を進められたい。

記

1 野菜指定産地の告示に係る事務手続

野菜指定産地の指定等(指定、区域の変更、指定の解除)に係る告示は、指定野菜価格安定対策事業の交付予約申込期限を踏まえ、原則、年 3 回(5 月、8 月、2 月)行っている。

指定野菜価格安定対策事業の対象出荷期間中に、当該対象野菜の告示があった場合、その業務区分における供給計画の提出期限を過ぎており、供給計画数量の変更ができず、供給計画数量(区域変更前の数量)と出荷実績数量(区域変更後の数量)に乖離が生じ、交付金交付額の減額となる可能性があるため、告示に当たってはこれらの時期を考慮する必要がある。

今般のブロッコリーの指定野菜への追加に伴い、別紙のとおり、野菜の種別等ごとに野菜指定産地の指定等の告示時期(目安)等を改めて整理したので、これを参考に事務手続を進められたい。

2 告示された野菜指定産地における出荷実績数量の取扱い

指定野菜価格安定対策事業における出荷実績数量の計上は、交付予約のある産地について、原則、野菜指定産地の告示日（告示日と施行日が異なる場合は施行日）から行う。

3 供給計画の事務手続

野菜指定産地の区域の変更の告示をされた場合において、告示後に、登録出荷団体等は、供給計画（当初、確定、変更）の提出期限に間に合うものは、当該変更区域からの出荷実績数量を考慮した供給計画数量により作成し届出（申請）するものとする。

4 勘案認定の事務手続

原則、1に基づき野菜指定産地の指定等の告示時期（目安）を考慮した事務手続を推奨するが、何らかの要因によりこれによらず、野菜指定産地の告示日が当該指定野菜の対象出荷期間と重なっていた場合であって、かつ供給計画（当初、確定、変更）の提出期限を過ぎている場合に発生した供給計画数量と出荷実績数量の乖離については、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が定めるところにより、その度合いに応じた認定の変更を機構に対して求めることができるものとする。この場合において、機構は、登録出荷団体等に対し必要な関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができるものとする。

※この事務連絡の発出に伴い、令和2年4月11日付け事務連絡「野菜指定産地の告示に係る指定野菜価格安定対策事業の出荷実績等の取扱いについて」は廃止する。

野菜指定産地の区域変更の告示時期(目安)一覧

【告示時期の考え方】

- ・野菜指定産地の告示は年度当初から順に5月、8月、2月の予定とする。
- ・指定の解除及び区域の縮小は、要件の不充足が確認された後速やかに行うこととし、原則として2月、5月に行うものとする。

【告示時期(目安)の考え方】

- ・対象出荷期間中の告示を避ける。(区域変更を行う産地において、供給計画数量と出荷実績数量の乖離がないようにするため)
- ・交付予約申込期限月の告示を避ける。(交付予約期限前に把握する予約希望数量の提出期限や、告示から申込期限までの事務負担を考慮)

【基本的な事務手続の流れ】

- ①産地の指定等の告示、②供給計画の作成(登録出荷団体等→本省)、③産地強化計画の策定(単協等→県→局等)、④産地区分の確定(本省→局等→県)、⑤交付予約希望数量の提出(登録出荷団体等→県→局等→本省→alic)、⑥交付予約
- ※供給計画は②のタイミングに限らず、当初・確定・変更の期限内であれば可

指 定 野 菜 の 区 分		交付予約	供給計画提出期限			産地の区域変更 (主に拡大)の告示 時期 (目安)	一連の流れ (当初＝当初計画、確定＝確定計画)
種別等	対象出荷期間	申込期限	当初計画	確定計画	変更計画(確定計画の変更)		
春キャベツ	4 ～ 5 /15	2月20日	前年9月30日	3月31日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→確定
	5 /16 ～ 6	2月20日			4月30日		
夏秋キャベツ	7 ～ 10	5月20日	2月28日	6月30日		2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
冬キャベツ	11 ～ 12	8月31日	6月30日	10月31日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	1 ～ 3	8月31日			前年12月31日		
夏秋きゅうり	7 ～ 9	5月20日	2月28日	6月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
	10 ～ 11	5月20日			9月30日		
冬春きゅうり	11/21 ～ 12	8月31日	9月30日	10月31日	-	5月	5月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→交付 予約希望数量の提出→8月予約→当初→確定
	1 ～ 2	8月31日			-		
	3 ～ 4	8月31日					
	5 ～ 6	2月20日			出荷期間 3～6月:2月28日 出荷期間 5～6月:4月30日	8月	8月告示→当初→確定→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→変更
秋冬さといも	6 ～ 7	2月20日	2月28日	5月31日	-	8月	8月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→交付 予約希望数量の提出→翌年2月予約→当初→確定
	8 ～ 9	5月20日				2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
	10 ～ 12	8月31日			出荷期間 8～翌年3月:7月31日 出荷期間 10～翌年3月:9月30日 出荷期間 1～3月:前年12月31日	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →確定→交付予約希望数量の提出→8月予約→変更
	1 ～ 3	8月31日				5月	5月告示→確定→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→変更
春だいこん	3 /16 ～ 6	2月20日	前年9月30日	2月28日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→翌2月予約→確定
夏だいこん	7 ～ 9	5月20日	3月31日	6月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
秋冬だいこん	10 ～ 12	8月31日	6月30日	9月30日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	1 ～ 3	8月31日			前年12月31日		

指 定 野 菜 の 区 分		交付予約	供給計画提出期限			産地の区域変更 (主に拡大)の告示 時期 (目安)	一連の流れ (当初＝当初計画、確定＝確定計画)
種別等	対象出荷期間	申込期限	当初計画	確定計画	変更計画(確定計画の変更)		
たまねぎ(即売)	4	2月20日	前年9月30日	3月31日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→翌2月予約→確定
たまねぎ(即売)	5 ～ 6	2月20日			4月30日		
たまねぎ	7 ～ 10	2月20日			2月28日	10月31日	出荷期間7～10月:6月30日 出荷期間8～10月:7月31日
たまねぎ(即売)	8 ～ 12	5月20日	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →確定→交付予約希望数量の提出→5月予約→確定			
たまねぎ(即売)	1 ～ 4	8月31日	-	5月			5月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
たまねぎ(貯蔵)	11 ～ 12	8月31日	-	2月			2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →確定→交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
たまねぎ(貯蔵)	1 ～ 3	8月31日	-	5月			5月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
夏秋トマト	7 ～ 9	5月20日	2月28日	6月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
	10 ～ 11	5月20日			9月30日		
冬春トマト	11/21 ～ 12	8月31日	9月30日	10月31日	-	5月	5月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→当初→確定
	1 ～ 2	8月31日			-		
	3 ～ 4	8月31日			出荷期間3～6月:2月28日 出荷期間5～6月:4月30日		
	5 ～ 6	2月20日				8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →確定→交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→変更
夏秋なす	7 ～ 9	5月20日	2月28日	6月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
	10 ～ 11	5月20日			9月30日		
冬春なす	11/21 ～ 12	8月31日	9月30日	10月31日	-	5月	5月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→当初→確定
	1 ～ 2	8月31日			-		
	3 ～ 4	8月31日			出荷期間3～6月:2月28日 出荷期間5～6月:4月30日		
	5 ～ 6	2月20日				8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →確定→交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→変更
春夏にんじん	3 /16 ～ 5	2月20日	前年9月30日	2月28日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→翌2月予約→確定
	6 ～ 7	2月20日			5月31日		
秋にんじん	8 ～ 10	5月20日	3月31日	7月31日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定

指 定 野 菜 の 区 分		交付予約	供給計画提出期限			産地の区域変更 (主に拡大)の告示 時期 (目安)	一連の流れ (当初＝当初計画、確定＝確定計画)
種別等	対象出荷期間	申込期限	当初計画	確定計画	変更計画(確定計画の変更)		
冬にんじん	11 ～ 12	8月31日	6月30日	10月31日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	1 ～ 3	8月31日			前年12月31日		
春ねぎ	4 ～ 6	2月20日	前年9月30日	3月31日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→翌2月予約→確定
夏ねぎ	7 ～ 9	5月20日	2月28日	6月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
秋冬ねぎ	10 ～ 12	8月31日	3月31日	9月30日	-	5月	5月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→交付 予約希望数量の提出→8月予約→確定計画に区域変更分を 反映
	1 ～ 3	8月31日			前年12月31日		
春はくさい	3 /16 ～ 6	2月20日	前年9月30日	2月28日		8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→翌2月予約→確定
夏はくさい	7 ～ 8 /10	5月20日	2月28日	6月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
	8 /11 10/15	5月20日			7月31日		
秋冬はくさい	10	8月31日	6月30日	9月30日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	11 ～ 12	8月31日			10月31日		
	1 ～ 3	8月31日	前年6月30日	前年12月31 日	-		
ばれいしょ(即売)	4 ～ 6	2月20日	前年9月30日	3月31日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→確定
ばれいしょ	7 ～ 9	2月20日	2月28日	6月30日	-	2月	2月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→交付 予約希望数量の提出(※延長)→2月予約→確定
ばれいしょ	10 ～ 12	8月31日	6月30日	9月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
ばれいしょ	1 ～ 3	8月31日			-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
ばれいしょ(即売)	1 ～ 3	8月31日			-		
夏秋ピーマン	5 /16 ～ 7	2月20日	2月28日	4月30日	-	8月	8月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→交付 予約希望数量の提出→翌年2月予約→確定
	8 ～ 10	2月20日			7月31日	2月	2月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→交付 予約希望数量の提出(※延長)→2月予約→確定
冬春ピーマン	10/21 ～ 12	8月31日	6月30日	9月30日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	1 ～ 3	8月31日			出荷期間1～5月:前年12月31日 出荷期間4～5月:3月31日		
	4 ～ 6 /15	2月20日				8月	8月告示→確定→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→変更
春ブロッコリー	4 ～ 6 /15	2月20日	前年9月30日	3月31日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→ 交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→確定

指 定 野 菜 の 区 分		交付予約	供給計画提出期限			産地の区域変更 (主に拡大)の告示 時期 (目安)	一連の流れ (当初＝当初計画、確定＝確定計画)
種別等	対象出荷期間	申込期限	当初計画	確定計画	変更計画(確定計画の変更)		
夏秋ブロッコリー	6 ～ 7	2月20日	2月28日	5月31日	-	8月	8月告示→産地区分の確定(産地強化計画の有無)→交付 予約希望数量の提出→翌年2月予約→当初→確定
	8 ～ 9	5月20日			7月31日	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
	10 ～ 11/15	5月20日					
冬ブロッコリー	10/16 ～ 12	8月31日	6月30日	9月30日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	1 ～ 2	8月31日			出荷期間12～翌年3月：11月30日		
	3	8月31日					
ほうれんそう	4 ～ 6	2月20日	前年9月30日	3月31日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→確定
	7 ～ 9	5月20日	2月28日	6月30日	-	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
	10 ～ 12	8月31日	6月30日	9月30日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	1 ～ 3	8月31日			前年12月31日		
春レタス	4 ～ 5	2月20日	前年9月30日	3月31日	-	8月	8月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→翌2月予約→確定
夏秋レタス	6 ～ 7	2月20日	2月28日	5月31日	-	8月	8月告示→当初→確定→産地区分の確定(産地強化計画の 有無)→交付予約希望数量の提出→翌年2月予約→変更
	8 ～ 10	5月20日			7月31日	2月	2月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→5月予約→確定
冬レタス	10/16 ～ 11	8月31日	6月30日	9月30日	-	5月	5月告示→当初→産地区分の確定(産地強化計画の有無) →交付予約希望数量の提出→8月予約→確定
	12	8月31日			出荷期間12～翌年3月：11月30日 出荷期間3月：2月28日		
	1 ～ 2	8月31日					
	3	8月31日					